

# シェアリング・エコノミーと壊れる 「雇用社会」

「雇われずに働く」社会に望まれる新しい規制

労働政策研究・研修機構

主任調査員

山崎 憲

# シェアリング・エコノミーとは何か

平成27年版『情報通信白書』

- ・「『シェアリング・エコノミー』とは、典型的には個人が有する遊休資産（スキルのような無形のものを含む）の貸し出しを仲介するサービス」

プライスウォーターハウスクーバーズ

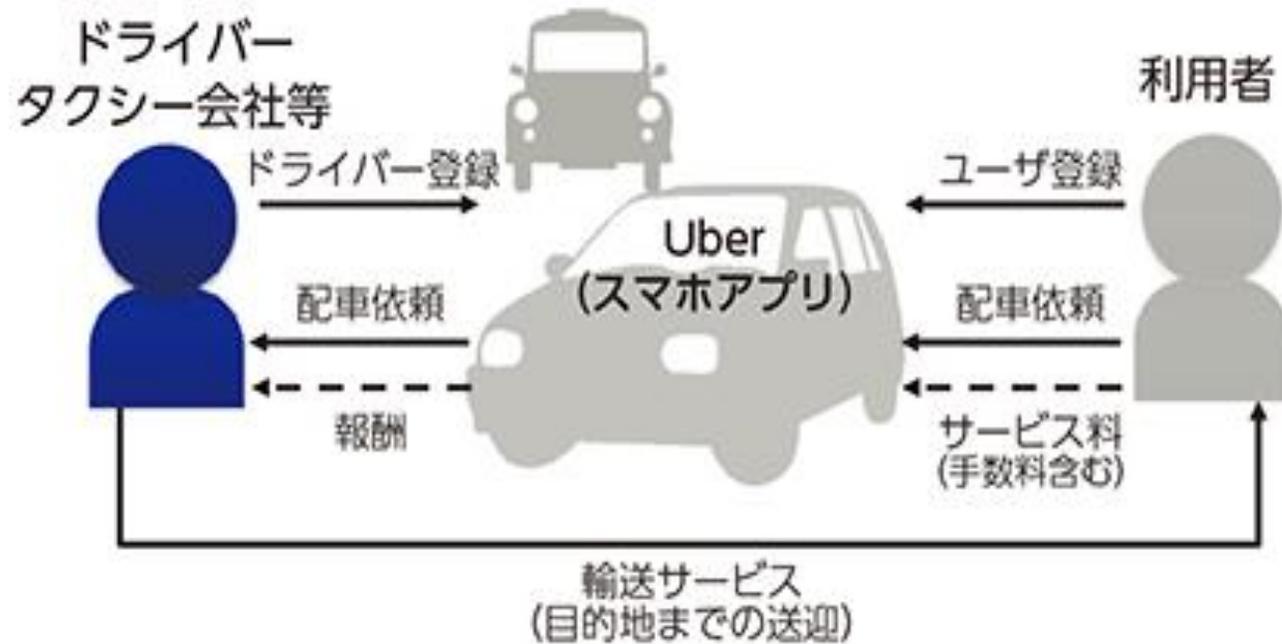
- ・ 2025年に約3350億ドル（約35兆4000億円）の市場規模予測

2008年AIRBUB

2010年UBER

2012年Lyft

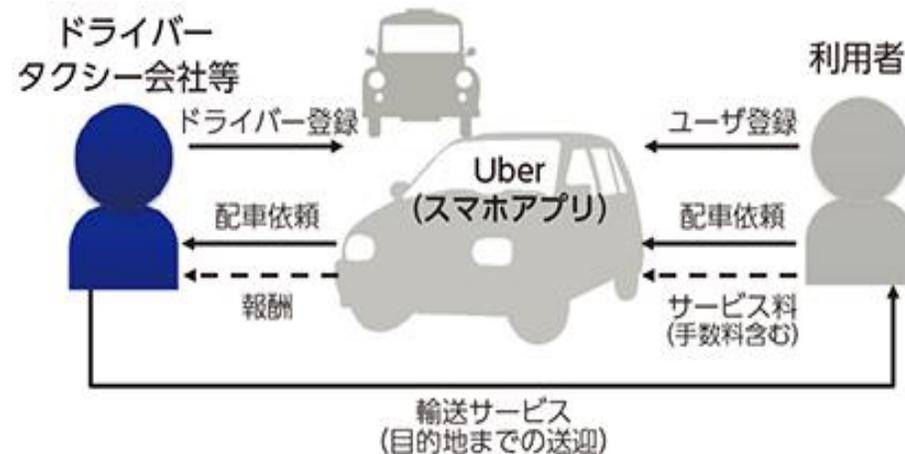
# Uberのサービスイメージ



- (出典) 総務省「社会課題解決のための新たなICTサービス・技術への人々の意識に関する調査研究」(平成27年)

# シェアリング・エコミーの何が問題なのか？

健康保険なし！  
失業保険なし！  
厚生年金なし！  
労働基準法適用なし！  
労災適用なし！  
自動車購入自己負担！  
(UBERがローンを斡旋、天引き)  
メンテナンス費用自己負担！  
自動車保険料自己負担！  
高速料金、ガソリン代自己負担！  
運賃決定権なし！  
団結権なし！



- ✓ 利用者とサービスの提供者（ドライバー）の双方から利益
  - ✓ ドライバーは事業者の下請けに
- ✓ 従来のビジネスモデルの組み換えによる利益

# これまでの「雇用社会」が補償してきたもの

- ・ ライフステージに応じた労働条件と社会保障、地域経済

生活給として⇒ 結婚、子育て、子供の教育費用（大学）、住宅・自家用車購入費用

社会保障として⇒ 健康保険、労災保険、失業保険、厚生年金

地域経済として⇒ GDPの5割以上にのぼる個人消費も生活給が支える

- ・ シェアリング・エコノミー最大の問題としての「雇用社会」の破壊

生活給、社会保障、地域経済のすべて

かたちを変えた経済の二重構造論（元請け・下請け関係）

# どうすればよいのか？

- ・ ライドシェアだけがシェアリング・エコノミーではない
- ・ 急進するシェアリング・エコノミーに歯止めをかけられるのか？
- ・ 経済成長の新しい牽引役としてのシェアリング・エコノミー  
VS 「雇用社会」が担ってきたもの
- ・ 参考にしたいアメリカのチャレンジ

**「元請けに雇用者責任を課す試み」**

**「請負労働者に団結権を与える試み」**

**「請負から雇用へと区分変更を行う試み」**

**「請負労働者保護のための新しい社会保障のあり方を検討する試み」**

ご清聴ありがとうございました。